



令和7年2月17日

岩倉市議会

議長 関 戸 郁 文 様

会 派 名 創政会

代表者名 須 藤 智 子

第24期自治政策講座 in 横浜
「働く」と「生きる」自治体の役割と課題を考える
(自治体議会政策学会) 報告書

このことについて、下記のとおり実施しましたので報告いたします。

記

1 実施日 令和6年8月1日(木)・2日(金)

2 研修先 オンライン受講(ZOOM)

3 出席人数及び氏名

1名	梅村 均	

4 復命事項

別紙のとおり

自治体議会政策学会 第24期自治政策講座 in 横浜

『これからの「働く」と「生きる」自治体の役割と課題を考える』報告書（創政会）

作成者：梅村均

【日 程】2024年8月1日（木）・2日（金）

【場 所】オンライン受講（ZOOM）

【参加者】梅村均（1名）

【第1講義】自治体の未来—デジタル消費社会と自治体の使命

【講 師】今井 照氏（地方自治総合研究所 特任研究員）

【主な内容】

（自治体とは）

- ・書籍『転回する地方自治』を参考にしてください。8月16日頃発売予定
- ・自治体の使命は、「今日と同じように明日も暮らし続けられることを市民に保障する」必ずしも明日をよくすることが使命ではない。
- ・これまで、3層のセーフティネット（厚労省）があったが、コロナ禍で新しい生活困難者がでてきた。例えば職を失う、でも資産があるから生活保護はうけられない。収入が途切れたがこの状況に値するセーフティネットがない。
- ・コロナ禍での給付の特徴として、イギリス、フランスは必要な人に対する支援であったのに対し、アメリカ、日本は全員を対象とした。そのため可処分所得が以前より上がった結果がでた。
- ・一人10万円の給付は、高所得世帯の方に手厚い支援となった。世帯の人数が多いため。
- ・ヤングケアラーなど、生活困窮者は地域で発見できるが、役所では見えてこないもの。

（デジタル消費社会と自治体意義の再考）

- ・これから向かう社会の方向として、①単身化②移動社会化③デジタル化が考えられる。
- ・デジタル化については、本当に、オプトインしなければ参加できないデジタル社会でよいのか疑問はある。規約を理解し、個人情報をごっそりお使いくださいとして、利便性を享受する。こうなると我々の人権は誰が守ってくれるのか。
- ・未来の自治体に向け、存在意義を再考する必要がある。現在の存在意義として次の3つがある。
 - ① 地域個性化：地域多様化だから、現在、それぞれの自治体が存在する。⇨国政は全国画一化の方向
 - ② 地域総合化：一人の住民にとって意味のあるサービス提供ができる。⇨国政はタテ割り化
 - ③ 地域先導化：いち早く問題を発見し政策化する。⇨国政は成果の遅れ
- ・進むデジタル化で自治体の領域、区域は必要か。スマホ見ながら歩く、観念はデジタル空間にいるが体はそこにいる状態。買い物もそこにいる全国のものが買え、全国から物が来る。
- ・なぜ自治体が必要なのか。身体性なことに必要なかもしれない。医療、介護、災害等
- ・憲法と地方自治法の公布日は同じ。この二つは一体的なもの。地方自治体がなかったから戦争に進んだとの総括がある。地方自治法は国家の犯罪を抑止するために必要である。

（2024 地方自治法改正（概要）のポイント）

- ・デジタル化で全体の最適化を明記しているが、国や他の自治体と合わせてやっていくという義務化になっているのではないか。
- ・公金の収納事務のデジタル化では、特定歳入等について自治体は地方税共同機構に収納させると

いう義務規定になっている。使用料の扱いについても注意が必要。地方税共同機構は全自治体が運営負担をしているが、国の経費で運営されるべきではないか。

- ・サイバーセキュリティへの対応は議会も策定が義務化されている。
- ・国と自治体との関係の特例で、補充的指示権は問題ではないか。
- ・現在、自治体が何かやってほしいことがあれば、それについて国が決めていくルールがある。例外もあるがそれも決められている。今後、大臣や知事の判断次第となっていくのが危惧される。市長にも同様の判断が迫られるケースもあるので、条例をつくるなど議会に対応が必要である。（個別法で想定しない事態とは不鮮明である）
- ・公共私連携における「指定地域共同活動団体の指定」に問題はないか。
- ・指定すると行政は団体に対して支援する義務が発生する。指定団体は地縁団体等が想定される。
- ・指定された団体には、同じような活動をする団体に対しての調整要求や、自治法の特例として随意契約、行政財産の貸付などができる。
- ・癒着など一部の特定団体が自治体との優位な関係を築いてしまう恐れあり。
- ・地域で活動する多くの団体が財政措置などで不公平にならないよう注意が必要。
- ・衆参両院の付帯決議内容を地方議会は確認し、指定対象を定める条例等を制定するとよい。

【所感】

デジタル化社会など将来をイメージしながら、2024年地方自治法改正の概要と共に、自治体の役割を考える機会となった。今回の地自法改正においては、将来社会に向けた要素が盛り込まれているが、問題点も含んでいることを知ることができた。例えば、公共私連携の部分は、地縁組織の衰退をとらえ、新たに地域課題の解決のためにと考えられたものと感じたが、行き過ぎると確かに不公平感を生み出す恐れはあることを理解した。国の考える方向性を理解しながらも、それぞれの地域事情を考慮した制度を考えていく必要がある。「今日と同じように明日も暮らし続けられるようにするのが自治体の役割である」という言葉が印象に残ったが、住民福祉の増進に向けた自治体運営がなされるよう、議会としての役割も考え、果たしていきたいと思います。

【第2講義】若者・女性・中高年の貧困と格差－自治体の課題と対策

【講師】藤田孝典氏（聖学院大学心理福祉学部 客員准教授）

【主な内容】

- ・日本の貧困の現状：日本の貧困率（相対的貧困率）は15.4%で、OECD加盟国（34か国）中6番目に高い数値である。2021年厚労省発表
- ・相対的貧困とは、健康で文化的な暮らしができにくいこと。所得がある程度ないと暮らせない。
- ・絶対的貧困は、戦争中の国など、肉体の維持が難しいこと。
- ・参考にしてほしい図書「下流老人」は、2015年発売のものだが、今でも課題は変わっていない。
- ・高齢化率が上がると貧困率もあがる傾向がある。
- ・東京都内は貧困率低い。地方の方が高い傾向がある。
- ・若者、女性、中高齢者と貧困に層は関係なくなってきた。（男性より女性の方が多い傾向はある）
- ・それぞれの自治体において生活保護が受けやすくなっているか。家族と話してください。仕事してくださいなどと言って市役所で追い返してないか。
- ・年金が少なすぎるという声を多く聞く

- ・生活保護の捕捉率は日本は15～30%のようだ。(研究機関によってばらつきあり) ドイツ70%、ノルウェー80%である。
- ・生活保護受給における、必需品とぜいたく品のすみわけは厚労省がつくっている。
- ・70%以上普及していれば、それは必需品とみなす。車があっても良い。持ち家があっても内容によってはよい。売った方がよいのか、使用した方がよいのか考えて判断する必要がある。

(相談会の開催)

- ・令和6年4月27日開催。相談件数91件(対面52件、電話39件)
- ・今困っていることで、一番多いのは、物価が上がり生活が苦しいことであった。
- ・相談会の開催周知が重要である。SNSや駅前でのティッシュ配りをしている。

(市役所の取組で確認してほしいこと)

- ・我々のNPOの長期目標としては、脱商品化政策で、ベーシックサービスの無償化である。教育、医療、介護、保育、住宅などから市場の商品化と切り離していくことができないか。

(=賃金+社会保障給付モデル)

- ・何にでもお金を払ってサービスを受ける社会はどうか。
- ・イタリア、スペインでは、無料で手に入れることができるスーパーマーケットがある。会員証の提示で入店できるようだ。フードバンクのようなものである。コンビニやスーパーはお金のある人がいくところではないのか。
- ・若者に対する支援として、住居支援があると良い。(若者は給料の半分以上が家賃)
また、給付型奨学金の導入も目指している。
- ・日の出町では、住宅に〇年以上住むとそのまま提供されるサービスがある。
- ・市役所にあるワンストップ相談窓口は機能しているかチェックが必要。相談窓口として認知されているか。
- ・生活保護のしおりはあるか。法律や制度改正に伴って改正されているか(川越市では50年同じだった)DV等変わっている。→わかりやすく、また相談に行こうと思える内容を
- ・様々な補助制度はあるがそれらが周知されているか
- ・生活保護の支給は30日以内と決められているが、職員不足で出されていない実態はないか。
- ・水道は止めないでほしい。電気やガスは簡単に止められる。滞納があっても止めない自治体もあるようだ。
- ・給水停止の実態を調べる。実態はあるか。増加傾向にあるか。停止基準はあるか。滞納がある場合は福祉課など庁内連携はあるか。

【所感】

様々な層における貧困の悩みを知る機会となった。世界的にみると日本は生活保護への対応が厳しく、年々その対応は、こうしたNPO団体などの活動を通じて緩和されてきているように感じた。公共として、セーフティネットの役割は重大なものである。丁寧に対応できているか決算審査の機会等を通じてチェックしていきたいところである。今日の講演を聞く限りではあるが(=詳細の事情が不明)、税金を使って助け合う以上、求めてくる人のいいなりになるわけにもいかず、一定の厳しい対応は必要と思う部分もあった。(生活保護申請で、家族に知られたくない、連絡できないについては、公金が他人の税金での助け合いである以上、先に家族に頼れるか確認することは必要なことではないだろうか。また若者に対する住居支援についても、努力なしに困ったら住居は与え

られるものであるというのが常識になることが本当に良いことなのかや疑問はある。) 度合による判断や線引きが難しく悩ましい貧困課題であるが、相手を思いやり、丁寧な対応に心がけ、公共が果たしていく役割というものを忘れないように務めたい。

【第3講義】深刻化する人手不足と外国人就労—多文化共生、国際労働とまちづくり

【講師】万城目正雄氏（東海大学教養学部 教授）

【主な内容】

(増加する外国人と外国人労働者)

- ・人手不足感はバブル期以降の過去最高の水準になっている。(日本経済レポートより)
- ・日本の在留外国人は、1990年からの約30年で3倍以上。2023年は約341万人で2019年より約60万人の増加
- ・日本政府は、2013年頃、経済政策の一環として外国人活用を打ち出した。その時から外国人労働者は2.6倍に増えた。(2023年：204.8万人)
- ・1993年にスタートした技能実習制度は2010、2017年に大幅改正。入国から帰国まで最長で5年間、主には3年間であるが日本独自のユニークな制度である。
- ・バブル経済期の人材不足や外国人不法就労者の増加に対し、単純労働者は受け入れないとし、ローテーションで受け入れることとした＝技能実習（循環型の移民）
- ・外国人労働者数は東京、大阪、愛知の3都市で約40%を占めている。一方、技能実習生の数は地方での受け入れが多い。
- ・技能実習生は、2005年～2010年頃は中国が80%を占めていたが、近年ではベトナム等の東南アジアに変わってきた。
- ・2019年4月特定技能制度がスタートした。
- ・こうした制度は、人権上の問題があるとも言われているが、成果もあり、OECDの報告書では、一定の評価がなされ、支援を維持すべきであるとなっている。

(技能実習制度・特定技能制度の見直しのポイント)

- ・技能実習に代わる「育成就労制度」を創設し、人で分野における人材確保と人材育成を目的とする。
- ・在留資格については技能実習1号から3号を廃止し、「育成就労」とする。
- ・育成就労制度では、特定技能1号の水準の人材を育成する。
- ・人材育成の評価として、日本語と技能の試験合格が要件となる。
- ・受入れ対象分野は、これまで連続性のない分野があったが、「特定産業分野」と原則一致させた。
- ・育成就労計画の認定に当たって、多額の費用がかかっているケースも見られたが、支払額が基準に適合しているかも要件となった。
- ・転籍要件は就労から1-2年で決着した。(地方から都会への人材流出の問題が危惧される)

(多文化共生・外国人との共生)

- ・地方での人材確保においては、都市部の方が生活の利便性や給与の満足感が高いかもしれないが、地方でのイベントの開催や生活支援で満足度を上げていくことが必要かもしれない。
- ・移民受け入れ先進国の例では、母国帰還への意向が見られるが、社会的、文化的統合が進むと薄れる。つまり、言語能力、友人関係、組織活動への従事など図れるような支援で職場や地域に多

文化共生を生み出すことがポイント

- ・移民を受け入れの例であるが、移民の看護師が一人増えれば、自国の看護師が1-2人減少した。これは、職場環境の悪化が要因と考えられる。ともに活躍できる職場づくりがポイント
- ・日本の総人口における外国人の割合は、2020年の2.2%から2070年では10.8%と推計される。
- ・2020年イギリス13.8%、ドイツ18.8%、アメリカ15.3%、シンガポール43.1%。日本2.2%
- ・日本の移民が多くなるペースは速いといわれている。
- ・外国人定着事例：県内で3年程度就労すれば30万円を支給（高知）、学習費用などとして1社300万円を上限に補助金（広島）、国際交流サロンの開設、夏の交流会、日本語勉強会（紋別市）など。

【所感】

日本の人材不足の現状とその解決策の一つとして、外国人労働者の受け入れについて学ぶ機会となった。関係する受入れ制度の内容やその変化、また外国人との共生社会のための施策の必要性などである。本市では総人口に対する外国人が占める割合は約7%（令和6年8月1日時点）という現状がある。これまでも外国人向けの行政サービスに取り組んできているところであるが、今後の「人材確保」という目的に向けて、行政のみならず企業、地域などが一体となって、さらなる施策に向け知恵をしぼり、より良い共生社会を築くことができるよう努めていけると良いと感じた（特に地方では）。外国人に対しては、怖いイメージがあったが、実習生や特定技能者のアンケートでは、家族と離れて寂しいといった感情が一番多いとのことであり、助けが必要であるイメージに変えていく必要があるのかもしれない。

【第4講義】 まちの強みを生かした地域づくりーひろがる「未来創造塾」

【講 師】鍋屋安則氏（熊本大学熊本創生推進機構 客員准教授・田辺市たなべ営業室参事

【主な内容】

- ・田辺市では人口減少が全国平均より早いスピードで進んだ。原因は社会減で、高校を卒業して地域を離れる傾向がみられた。→たなべ未来創造塾をつくる。（全国で9か所目）
- ・これからの地域づくりは、地域課題の解決とビジネスの両立である。補助金施策からの転換が必要である。補助金は国や県に任せ、自治体は人を作る役割を担うと考えた。
- ・そのためにも、地域で輝く、稼ぐ人材が必要なり、その創出のための塾である。
- ・産官学金が一体となった運営体制を構築した。塾長は市長。
- ・塾生には、動く人材をいかに集めるかがポイント。目標値（KPI）は、プランを50%以上動かすこととした。
- ・塾生は最大12名。一人ひとりにしっかり寄り添う体制。（これ以上の人数は無理）
- ・林業の課題では、低価格輸入材の導入、婚礼家具の減少、虫食い材の発生等売り上げ1/5になったが、虫食い材で手作りキットシリーズを開発する。製材所、家具屋、一級建築士などで開発
- ・スポーツ用品店の課題では、外で遊ばない子ども、スマホゲームが主流の背景等により衰退。健康対策をテーマに有名講師による体操教室の開催、スタジオ作って（コロナ支援金）コミュニティスペースの設置。教室開催から用品購入へつなげる。
- ・魚屋の課題：農村部では買い物できる場所がなくなり売り上げ減。自社テナントがあったため、居酒屋を入れ、横丁をつくる。未来塾のネットワークで出展者応募あり。

- ・鰻やさんと梅やさんの課題では、両者が禁断の食べ合わせをコラボして販売。梅を高く仕入れてもらい、産地ではない鰻は地域性をだせるようになった。
- ・小さな拠点がこれから必要で、ビジネスになる。
- ・企業の研修において「リアルな地域課題を解決する」という越境学習がある。研修費 50 万など
- ・自分たちの地域は自分たちで変えようという意識が大事。共助を持続可能にしていく。
- ・地方のビジネスで重要なことは、①本業を生かして解決できる身近な困りごとを探す。②コミュニティを形成し必要なサービスを売り込む③つながり、コラボすることでバリューチェーンを強化である。
- ・大きな一つのプロジェクトよりもスモールビジネスを数多く創出すること。
- ・未来創造塾の取組は、人材を育てていくことで勝手に課題を解決していくようになる。

【所感】

人口減少社会における地域づくりを学ぶ機会となった。中でも市町村自治体の役割は、補助金施策から脱却し、人材育成であるという点が印象に残った。地域づくりのための人材育成は庁舎内の職員に留めず、地域でビジネスを営む市民にまで広げていく考え方であると感じた。確かに地域課題をビジネスとして解決できれば理想的である。未来創造塾の取組は素晴らしいが、ある程度の業種と人数がある地域での有効政策であり、事業者や業種の少ない自治体では難しいのかもしれない。ただ、今ある事業者同士がコラボやつながりができるような場の設定や、まずは地域課題を公表し、事業者にしてもらう取組みが必要であると感じた。